⑵　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に配置できること。

なお建設業法第26条第３項及び建設業法施行令第27条第１項に該当する場合は、当該技術者は専任でなければならない。

①　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

②　平成９年度以降に、上記⑴⑤に掲げる同種工事の経験を有する者であること。

ただし、経常建設共同企業体にあっては、構成員のいずれか１人の主任（監理）技術者が同種工事の経験を有していればよい。

なお、当該実績が地方整備局の発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、工事成績評定通知書の評定点が入札説明書に示す点数未満であるもの又は工事成績評定の通知を受けていないものを除く。

さらに、当該実績が、工期１年未満の工事にあっては工期の半分未満の従事期間、工期１年以上の工期の工事にあっては６ヶ月未満の従事期間である場合は実績として認めない。

③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

３　総合評価に関する事項等

⑴　総合評価及び落札者決定方法　入札参加者は、価格及び本工事における工事目的物の性能・機能に関する事項、社会的要請に関する事項、総合的なコストに関する事項及び施工計画をもって入札を行い、㋐の要件に該当する者のうち、㋑によって得られる標準点、施工体制評価点（０～30点）及び加算点（０～60点）の合計を入札価格で除した数値（以下「評価値」という。）の最も高い者（複数存在する場合は㋒による。）を落札者とする。

㋐　評価対象要件

①　入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。

②　提案及び提案値が最低限の要求要件（標準案）を満たしていること。

③　評価値が標準点（100点）を予定価格で除した数値（以下「基準評価値」という。）に対して下回らないこと。

㋑　評価方法

①　標準点　当該工事について、入札説明書等に記載された要求要件を実現できると認められる場合には、標準点100点を与える。

②　施工体制評価点及び加算点　③の評価項目について、施工体制評価点及び加算点を与える。

③　評価項目及び得点配分　評価項目（①～⑦）毎に評価を行い、①及び②における評価点の合計点を施工体制評価点とし、③～⑦における評価点の合計点を加算点とする。

○評価項目及び評価項目毎の配点（合計90点）

◆施工体制（施工体制評価点）

①　品質確保の実効性：15点（３段階評価）

②　施工体制確保の確実性：15点（３段階評価）

◆工事目的物の性能・機能に関する事項

③　品質の向上

③－１　耐久性の向上

・覆工コンクリートの充填性、剥落及びひび割れ抑止等に関する耐久性向上対策（ひび割れ発生スパン数及び施工の確実性。（施工実績）の確認）：22点（23段階評価）

③－２　出来映えの向上

・周辺環境と調和がとれた面壁コンクリートの出来映えの向上：５点（５段階評価）

◆社会的要請に関する事項

④　環境の維持

④－１　粉塵等対策

・トンネルズリ運搬時の運搬路沿線の住民に対する粉塵対策：５点（５段階評価）

④－２　水質汚濁対策

・トンネル掘削等に伴う、河川への水質汚濁対策（ＰＨ、ＳＳ）：５点（６段階評価）

⑤　交通の確保

・トンネルズリ運搬時における一般交通への影響低減対策：３点（３段階評価）

◆総合的なコストに関する事項及び施工計画

⑥　出来形管理精度の向上

・覆工コンクリートの出来形管理精度の向上（高さ：内高）：５点（６段階評価）

・覆工コンクリートの出来形管理精度の向上（幅：全幅）：５点（６段階評価）

・覆工コンクリートの出来形管理値の提案（ずれ：打継ぎ目地部）：５点（６段階評価）

⑦　契約後ＶＥにつながる基本的な考え方

・契約締結後、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなくコスト縮減が可能となる技術提案につながる基本的な考え方：５点（６段階評価）

㋒　評価値の最も高い者が２人以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決める。

⑵　技術提案資料の作成　技術提案資料は入札説明書に基づき作成するものとする。

⑶　ヒアリングの実施（施工体制の審査）どのように施工体制を構築し、それが入札説明書等に記載された要求要件の実現確実性の向上につながるかを審査するためのヒアリングを実施するとともに、ヒアリングに際して追加資料を求めることがある（詳細は入札説明書による。）。

⑷　その他

①　技術提案に基づく施工計画の採否については、競争参加資格の確認結果に併せて電子入札システム（紙により申請した場合は、紙）にて通知する。

②　技術提案資料のヒアリングを実施する。詳細は入札説明書によるものとする。

４　入札手続等

⑴　担当部局　〒812―0013 福岡市博多区博多駅東２丁目10番７号福岡第二合同庁舎　九州地方整備局総務部契約課契約第二係　電話092―471―6331㈹（内線2532）

⑵　入札説明書の交付期間、場所及び方法　電子入札システムにより交付する。交付期間は平成23年７月１日から平成23年９月20日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、９時00分から18時00分まで（最終日は入札書受付締切予定時刻である12時00分。）。

ただし、電子入札に対応していない等の理由でダウンロードによる入手ができない場合は、交付終了日の２日前までに上記⑴の担当部局に連絡すること。

⑶　申請書及び資料等の提出期間、場所及び方法

①　提出期間：平成23年７月４日から平成23年８月１日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、９時30分から17時00分まで。

②　提出場所：上記⑴に同じ。

③　提出方法：

㋐　電子入札の場合　電子入札システムにより提出。ただし、容量が３ＭＢを超える場合は、提出場所へ持参し、又は郵送等（郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。以下同じ。）により提出すること。

㋑　紙入札方式による場合　提出場所へ持参し、又は郵送等により提出すること。

㋒　申請書及び資料等は、提出期限以降の内容変更及び取り下げは認めない。

ただし、取り下げについては入札説明書に示す場合を除く。

⑷　入札保証金の納付等に係る書類の提出期間、場所及び方法

①　提出期間：平成23年８月25日から平成23年９月20日までの土曜日、日曜日、祝日を除く毎日、９時30分から17時00分まで（最終日は入札書受付締切予定時刻である12時00分。）。

②　提出場所：上記⑴に同じ。

③　提出方法：提出場所へ持参し、又は郵送等により提出すること。

⑸　入札、開札の日時、場所及び入札書の提出方法　入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、支出負担行為担当官（以下「当職」という。）の承諾を得た場合は、紙により九州地方整備局総務部契約課に持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。電送（ファクシミリ）による提出は認めない。

①　入札書の締切日時

㋐　電子入札対応の場合　平成23年９月20日12時00分

㋑　紙入札方式による場合　平成23年９月20日12時00分